

静岡県設計変更ガイドライン（案）  
（土木設計業務等委託編）



Shizuoka Prefecture

平成 28 年 4 月

静岡県

## 目 次

1	策定の背景	1
2	用語の定義	3
3	設計変更が適切に実施されるためには	4
4	設計変更の手続き（全般）	5
5	設計変更の手続き（約款第 18 条関係）	6
6	設計変更が不可能なケース	7
7	設計変更が可能なケース	8
8	条件明示について	16
9	設計図書の点検について	26
10	その他	28

# 1 策定の背景

## (1) 土木設計業務等の特徴

土木設計業務等は、多岐にわたる専門分野の成果物を、地形、地質、環境等の自然条件、地元や関係機関との協議内容等を考慮の上、作成するものである。



業務実施に当たっては、基本的な業務方針は、発注者が示し、業務は、受注者が技術力を駆使して行うものである。適正な業務履行を確保するためには、**発注者の適切で遅滞のない条件明示・変更指示**が求められる。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう（農林土木業務委託を含む。）。

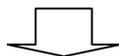
## (2) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されている。設計変更においても、より良い社会資本の整備のために、受発注者が、それぞれの役割分担を適切に行い、**設計変更内容について両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠**である。

また、変更見込金額が、業務委託料の30%を超える場合については、**現に委託中の業務と分離して実施することが著しく困難なものに限り**、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料の変更又は履行期間の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で履行が決定し、業務が進められているにもかかわらず、変更見込金額が業務委託料の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる業務委託料の額や履行期間の変更を行わないことはあってはならない。

### (3) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等**について、**十分理解しておく必要がある。**



**「静岡県設計変更ガイドライン（案）（土木設計業務等委託編）」**  
の策定

## 2 用語の定義

### 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

#### (1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。  
(静岡県業務委託契約約款(以下、「約款」という。)第1条、測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

#### (2) 契約図書

契約図書とは、契約書、約款及び設計図書をいう。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

#### (3) 設計変更

設計変更とは、契約時に示した条件又は設計図書の内容を変更又は訂正することをいうものとし、契約変更の手続きの前に当該変更の内容を、あらかじめ受注者に指示することを含む。

#### (4) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

#### (5) 通知

通知とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は、受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。  
(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

#### (6) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

#### (7) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。(測量作業共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

#### (8) 協議

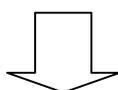
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。(測量作業共通仕様書、用地調査等共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書及び農林土木業務委託共通仕様書)

### 3 設計変更が適切に実施されるためには

#### 設計変更が適切に実施されるためには

##### (発注者)

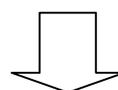
業務発注段階では、**条件明示を徹底**する。  
業務段階では、指示・協議は**書面にて約  
款第18条第3項**により、調査の終了後**14  
日以内に回答**する。



- ・ 必要な業務の条件を明示した特記仕様書等の作成
- ・ 必要に応じて条件明示チェックシートの活用
- ・ 工程表等による業務スケジュールの発注者との共有

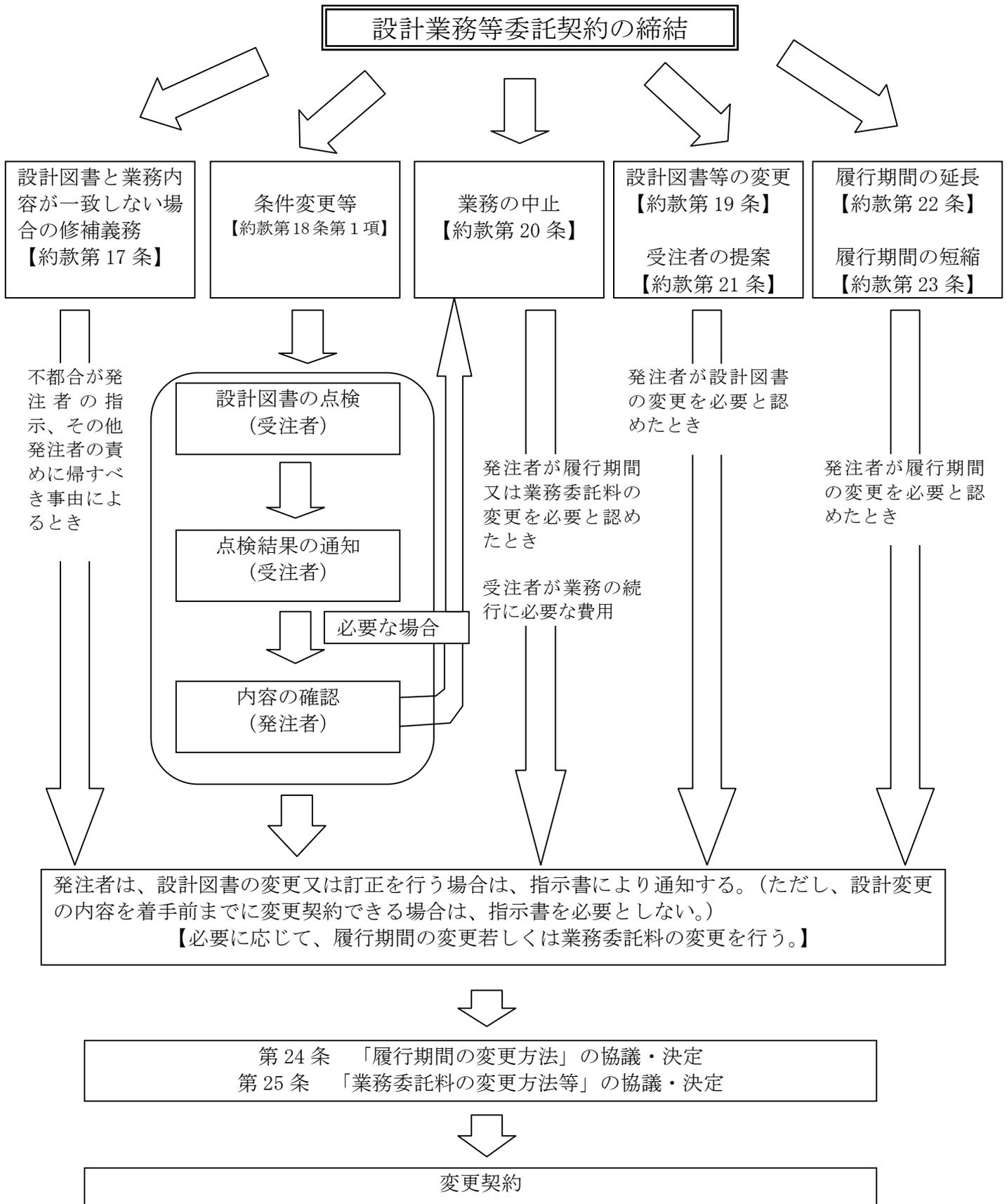
##### (受注者)

業務着手に当たって、受注者の負担により**設計図書の点検**を実施し、疑義が生じた場合は、速やかに**約款第18条第1項**により**監督員に確認**を請求し、**書面による回答を得てから**業務を行う。



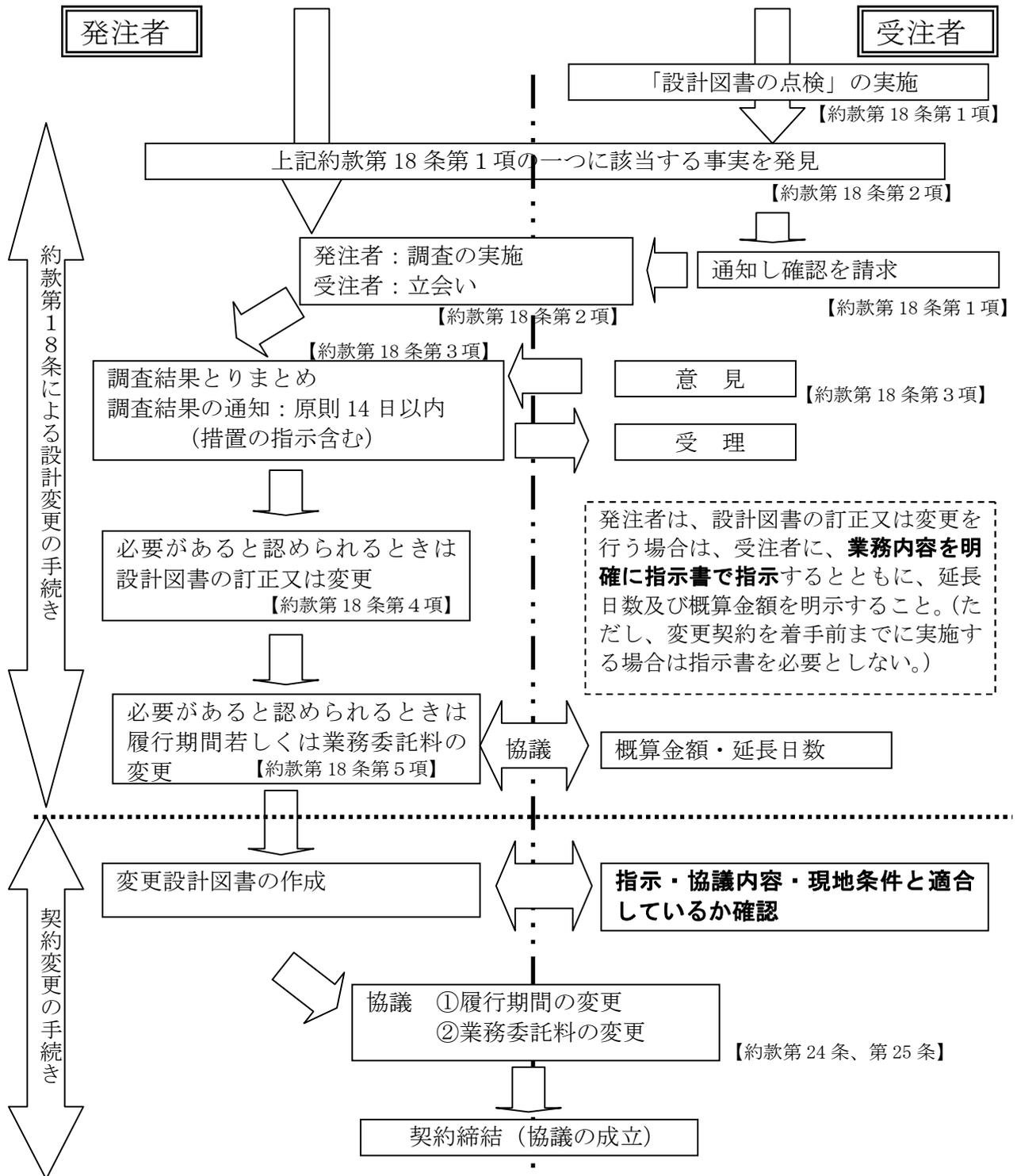
- ・ 設計図書の点検を適切に実施
- ・ 履行に必要な設計条件等の確認
- ・ 工程表等による業務スケジュールの発注者との共有
- ・ 業務中に疑義が生じた場合は、発注者と「協議」し業務を遂行

## 4 設計変更の手続き（全般）



## 5 設計変更の手続き（約款第18条関係）

- ① 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと。
  - ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
  - ④ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - ⑤ 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 【第18条第1項】



## 6 設計変更が不可能なケース

### 【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。(ただし、約款第 26 条 (臨機の措置) での対応の場合はこの限りではない。)

- 1 契約図書に条件明示のない事項において、**発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施**し、手戻りが生じた場合  
対応例) 受注者は、約款第 18 条第 1 項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。
- 2 発注者と「協議」をしているが、**回答のない時点で業務を実施**した場合  
対応例) 協議の回答は、契約書により発注者が約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内にすることとなり、速やかな回答は発注者の責務である。  
しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 3 約款等に定められている**所定の手続きを経ていない**場合 (約款第 18 条～第 25 条、共通仕様書 (土木設計業務等) 1119 条～1122 条、(農林土木) 19 条～22 条)  
対応例) 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・履行期間延長・業務委託料の変更など、所定の手続きを行う。
- 4 **正式な書面による指示等がない時点で業務を実施**した場合  
対応例) 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまで業務を実施しない。  
注) 緊急やむを得ない事情がある場合には、受発注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、受発注者は、既に行った指示等を書面に記載し、**7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。**(約款第 2 条第 2 項)
- 5 総合評価落札方式により契約された業務において、**技術提案により追加作業が生じた**場合  
対応例) 総合評価落札方式における技術提案は、契約の前提として示され評価されたものであるため、受注者の責により必ず履行されるべきものである。このため、提案内容を反映させるための設計変更は行わない。(ただし、技術提案に係る履行の範囲内において、設計図書等に示す条件が実際と一致しないなど、受注者の責に帰することができない要件が発生した場合を除く。)

## 7 設計変更が可能なケース

### 【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- 1 当初発注時点で予期し得なかった関係機関への手続きの遅延など、**受注者の責に帰さない事項が確認された場合**
- 2 当初発注時点で想定している業務着手時期に、**受注者の責によらず、業務着手できない場合**
- 3 所定の手続き（約款第 18 条～第 25 条、共通仕様書（土木設計業務等）第 1119 条～第 1122 条、（農林土木）19 条～22 条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 4 **設計の基準となる示方書、指針等が改訂となった場合**（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- 5 受注者の責によらない履行期間の延期、短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

## 【留意事項】

設計図書の変更・指示に当たっては、下記の事項に留意する。

- 1 受発注者は、**当初契約の考え方や設計条件を再確認**した上で、設計図書の変更「協議」に当たる。
- 2 受発注者は、**当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う**  
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは、金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- 3 設計変更は、その必要が生じた都度、指示書により行う。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに変更契約できる場合は、指示書を必要としない。(建設関連業務委託設計変更事務処理要領第5)
- 4 技術提案の内容が、設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)
- 5 発注者は、**指示内容が予算の範囲内の業務であることを確認の上、指示書へ指示内容を記載**するとともに、**延長日数及び概算金額について協議**する。ただし、以下の事項に留意する。
  - ① 発注者の指示による場合、発注者は、指示書に**指示内容、延長日数及び概算金額を指示書に記載**する。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載する。
  - ② 受注者からの提案による変更協議の場合、受注者は、協議書を提出する。積算基準に定めのない業務の場合は、必要に応じ見積書を添付する。発注者は、協議書の内容で履行を指示する場合は、指示書を発出することのほか、協議書の「承諾」をもって指示書に代えることもできるが、この場合においても、発注者は、**協議書に設計変更の対象の可否、延長日数及び概算金額について記載し、受発注者間での合意を得ることとする**。なお、**打合せ記録簿は、打合せの内容を記載したものであり、指示書に代えることはできない**。
  - ③ 記載する延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の履行期限及び変更契約額を拘束するものではない。
  - ④ 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

**【指示書記載例】**

指示書の記載例は、以下のとおりである。(前頁5. ①発注者の指示による場合)

様式第5号(第2条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

契 約 担 当 者							監 督 員	
決 裁 欄							総括	
							主任	
							担当	

**指示・~~承諾~~協議・~~提出~~報告書**

業務番号										
業務名	平成〇〇年度〔第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇号〕(主)〇〇〇線 〇〇〇〇に伴う〇〇業務委託									
契約金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	履行期間	平成 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 平成 〇 年 〇 月 〇 日							
<p>下記のように指示、<del>承諾</del>協議、<del>提出</del>報告する。</p> <p style="text-align: center;"><del>願いたす。</del></p> <p>平成 〇 年 〇 月 〇 日</p> <p style="text-align: right;">契約担当者名 静岡県〇〇土木事務所          監督員名 〇〇 〇〇 印  <del>受注者名</del></p>										
<p style="text-align: right;">発注者発議の場合は、第19条</p> <p>1 静岡県業務委託契約約款第19条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。</p> <p>1) 設計変更内容 : 〇〇業務 N=〇式を実施する。(詳細は、別紙に示す仕様書・図面等による。)</p> <p>2 本設計変更に係る業務委託料の変更概算金額(及び延長日数)については、下記のとおり協議する。</p> <p>1) 業務委託料 約 〇〇〇千円 増(減) (累計で約 〇〇〇千円 増(減))</p> <p>2) 延長日数 約 〇〇日増の見込み</p> <p>なお、上記1)及び2)は参考値であり、設計変更に係る金額及び履行期限については、約款(第24条及び)第25条により別途行う変更契約協議に基づくものとする。</p> <p style="text-align: right;">延長日数は、必要に応じて記載する</p>										
<p>上記について、承諾する。受理する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><del>契約担当者名</del> 〇〇〇〇株式会社  <del>監督員名</del> 業務代理人 〇〇 〇〇  <del>受注者名</del></p>										

注 1 不要な文字は=で消すこと。  
 2 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。  
 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

**【協議書記載例】**

協議書の記載例は、以下のとおりである。(前々頁5. ②受注者からの協議による場合)

様式第5号(第2条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

契 約 担 当 者							監 督 員	
決 裁 欄							総括	
							主任	
							担当	

~~指示・承諾~~ 協議・~~提出~~・報告書

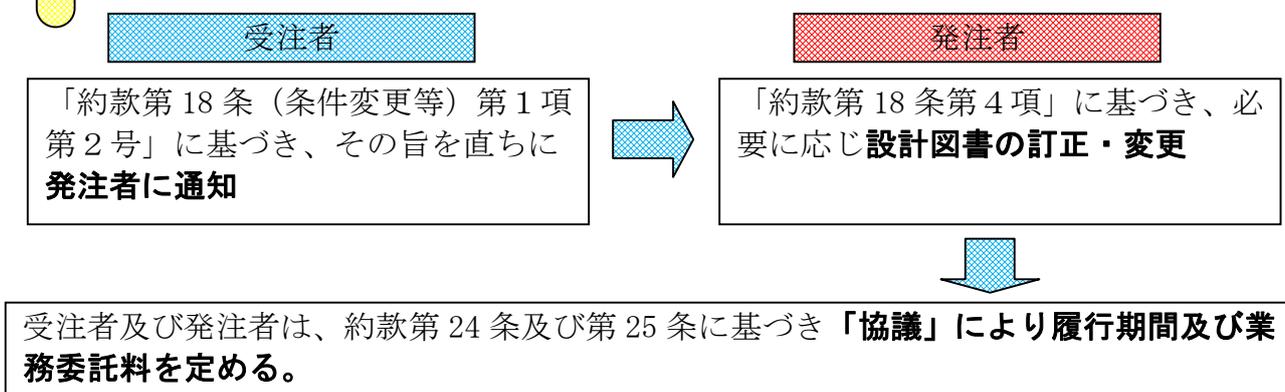
業務番号																				
業務名	平成〇〇年度[第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇号](主)〇〇〇線 〇〇〇〇に伴う〇〇業務委託																			
契約金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	履行期間	平成 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 平成 〇 年 〇 月 〇 日																	
<p>下記のように<del>指示・承諾、協議、提出、報告</del>する。  <del>願いたい。</del></p> <p>平成 〇 年 〇 月 〇 日</p> <p><del>契約担当者名</del> 〇〇〇〇株式会社  <del>監督員名</del> 〇〇 〇〇 印  <del>受注者名</del></p> <p>受注者からの提案による協議の場合は、第21条</p> <p>1 静岡県業務委託契約約款第21条により、別紙のとおり提案するとともに、設計図書の変更を行うよう協議する。</p> <p>1) 提案・協議内容 : 〇〇について〇〇したところ、〇〇であることが分かったため、〇〇業務N=〇式を追加する。(詳細は、別紙に示す仕様書・図面等による。)</p> <p>2 本設計変更に係る業務委託料の変更概算金額(及び延長日数)については、下記のとおり協議する。</p> <p>1) 直接人件費 約 〇〇〇千円 増(減)額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">延長日数は、必要に応じて記載する</span></p> <p>2) 延長日数 約 〇〇日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">協議内容に同意し、業務履行を指示する場合に、監督員が記載する。</span></p> <p>上記1のとおり履行するよう指示する。          なお、本指示内容は設計変更の対象とし、変更概算金額及び延長日数は以下のとおり。          1) 業務委託料: 約〇〇千円増(累計で約〇〇千円増)          2) 延長日数: 〇〇日          上記1)及び2)は、参考値であり、設計変更に係る金額及び履行期限については、約款(第24条及び)第25条により別途行う変更契約協議に基づくものとする。</p> <p>上記について、<del>承諾する。受理する。</del> 平成 年 月 日</p> <p>契約担当者名 静岡県〇〇土木事務所          監督員名 〇〇 〇〇          受注者名</p>																				

注 1 不要な文字は=で消すこと。  
 2 起案用、監督員用、受注者用の3部複写とする。  
 3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

## (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 2 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、設計図書に誤りがあると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、発注者は、誤りが確認された場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



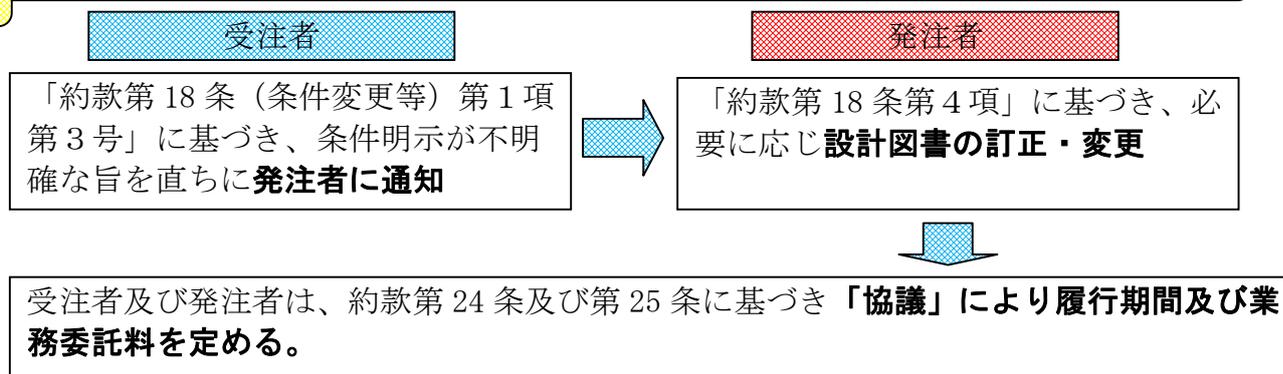
例)

- ア 貸与された資料を確認したところ、設計図書に明示されている数量に誤りがあった。
- イ 設計計上されている工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ウ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進める上で必要な関係機関協議に関する条件明示がなかった。
- エ その工種の設計について、特記仕様書には明示されているが、設計図書に計上されていなかった。

## (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 3 号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



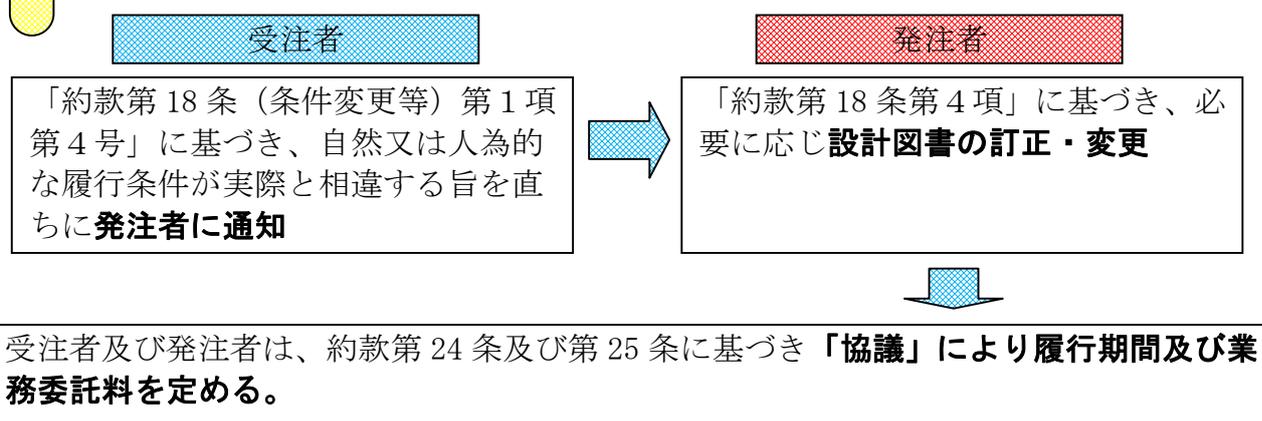
例)

- ア 同時進行の調査結果を用いて検討することを明示しているが、調査結果の貸与時期が明示されていなかった。
- イ 設計図書において、付属物を設計することは明示されているが、設計条件等が不明確であった。
- ウ 既往成果において判明している座標値が、設計図書に未記入であった。
- エ 関連する他の業務等との業務範囲が明確でなかった。

### (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

(約款第 18 条第 1 項第 4 号) <設計変更可能なケース>

○自然的な履行条件の例とは、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例とは、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等が挙げられる。  
受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は、通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。



例)

- ア 現地の地形や地質条件が、既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- イ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ウ 業務履行中に、業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- エ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- オ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- カ 土木設計業務等を進めるに当たって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- キ その他、新たな制約が発生した場合

#### (4) 業務の中止の場合の手続き

(約款第 20 条) <設計変更可能なケース>

○第三者の所有する土地への立入承諾を得ることができない場合や、天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合が挙げられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る。）。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない。

受注者からの発議も可

「約款第 20 条（業務の中止）第 1 項」により、業務の全部又は一部を**中止**させなければならない

**一時中止の指示**（契約上一時中止をかけることは発注者の責務）

履行期間の変更については、**発注者と受注者が協議して定める。【約款第 24 条】**

※必要に応じて変更工程表等を提出

例)

ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

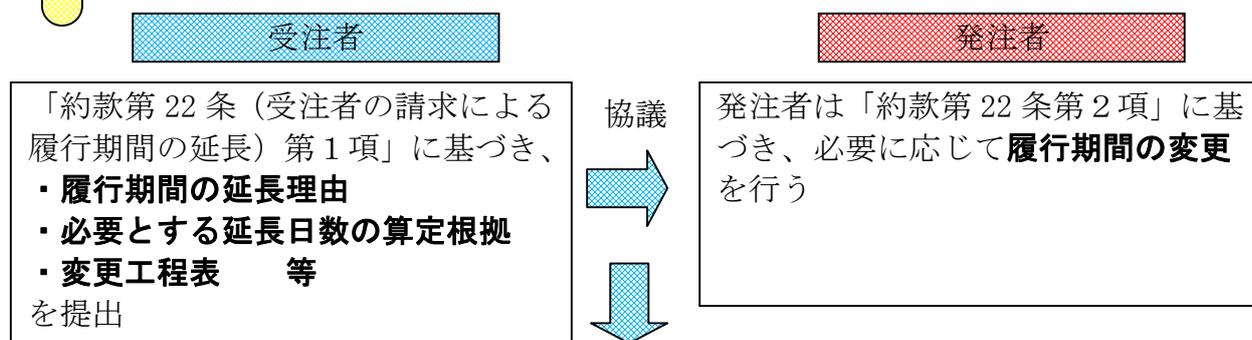
イ 環境問題等の発生により、土木設計業務等の続行が、不適當又は不可能となった。

ウ 天災等により、土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合、又は受注者側若しくは発注者側が非常時の配備や対応等を要する状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

## (5) 受注者からの請求による履行期間の延長の場合の手続き

(約款第 22 条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合が挙げられる。  
受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は、請求された内容を確認し、必要に応じ履行期間の延長を行う。



履行期間の変更については、**発注者と受注者が協議して定める。【約款第 24 条】**

例)

- ア 第三者の土地への立ち入り許可が得られなかった。
- イ 天災等により業務の履行に支障が生じた。

## (6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

<設計変更可能なケース>

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合が挙げられる。

例)

- ア 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合（詳細設計において、形式比較検討が必要となった場合等）
- イ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が、古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ウ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

## 8 条件明示について

履行条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款に基づき適切に対応するものとする。

設計図書における履行条件の明示方法は、22 ページの「履行条件明示事項」によることを基本とするが、対象業務の必要明示事項の内容等に応じ、特記仕様書による明示も可とする。

なお、建設関連業務の履行条件明示については、平成 28 年 3 月 18 日付け建技第 499 号「建設関連業務における履行条件明示について（通知）」によること。

関係部局長  
部内各課長及びかい長 } 様

交通基盤部建設支援局技術管理課長

建設関連業務における履行条件明示について（通知）

静岡県が発注する建設関連業務（建築関係の業務を除く）における履行条件明示について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

各土木事務所及び各農林事務所においては貴管内市町へ、参考送付願います。

記

1 目的

「対象業務」を履行するに当たり、制約を受ける当該業務に関する履行条件を設計図書に明示することによって、業務の円滑な執行に資することを目的とする。

2 対象業務

平成 28 年 4 月 1 日以降に設計積算する静岡県発注の以下の建設関連業務（建築関係の業務を除く）とする。

（対象業務）

- ・ 測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（農林土木業務委託を含む。）

3 明示項目及び明示事項（案）

別紙による

4 明示方法

履行条件は、契約条件となるものであることから、設計図書（図面、設計書及び特記仕様書等）の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、静岡県業務委託請負契約約款（以下、「約款」という。）の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、履行条件の明示方法は、簡素化のため「履行条件明示事項」によることとする。ただし、対象業務の必要明示事項の内容等に応じ、特記仕様書による明示も可とする。

5 その他

- （1） 明示されない履行条件や、明示事項が不明確な履行条件についても、約款の関連する条項に基づき発注者と受注者が協議できるものであること。
- （2） 履行条件の明示は、履行内容に応じて適切に対応すること。
- （3） 個人情報の取扱いに際しては、個人情報に関する法令を遵守すること。
- （4） 「履行条件明示事項」及び「特記仕様書」の記載例を添付するので参考にすること。

担 当 技術管理課積算班

電 話 054-221-2131

明示項目	明 示 事 項
A 具体的な設計条件	<p>1 道路概略設計の場合 設計基本条件（道路規格、設計速度、横断勾配、幅員構成等）、その他設計条件（暫定計画の有無及び内容等）、その他制約条件</p> <p>2 道路予備設計の場合 設計基本条件（道路規格、設計速度、横断勾配、幅員構成、舗装構成、交通区分等）、その他設計条件（主要構造物の種類及び条件等、河川水路（計画流量、計画高水位等）、交差点設計（方向別交通量等）、暫定計画の有無及び内容、緑地、遮音設備設計等）、その他制約条件</p> <p>3 道路詳細設計の場合 設計基本条件（道路規格、設計速度、横断勾配、幅員構成、舗装構成、交通区分等）、その他設計条件（道路附帯構造物・小構造物・仮設構造物の種類及び条件等、河川水路（計画流量、計画高水位等）、交差点設計（方向別交通量等）、暫定計画の有無及び内容、緑地、遮音設備設計、軟弱地盤の検討等）、その他制約条件</p> <p>4 橋梁予備設計の場合 設計基本条件（道路規格、設計速度、橋格、設計荷重、鉄道・道路建築限界等）、その他設計条件（河川改修計画、河川管理条件等）、その他制約条件</p> <p>5 橋梁詳細設計の場合 設計基本条件（道路規格、設計速度、橋格、設計荷重、鉄道・道路建築限界等）、その他設計条件（河川改修計画、河川管理条件、景観検討の有無、地震応答解析の有無、仮設構造物・橋梁附属物の種類及び条件等、仮橋設計の有無、予備検討としてスパン、タイプ等の検討を行う必要の有無、橋梁構造物の設計において標準設計の使用区分の明示、取付道路、護岸等の設計の有無等）、その他制約条件</p> <p>6 樋門、樋管詳細設計の場合 設計基本条件（計画位置、樋門敷高、樋門断面、計画流量、堤防及び護岸標準断面図、排水路標準断面図、操作台上屋工の構造形式、基礎形式、管理橋の構造形式、ゲートの操作方式、本体の上載荷重等）、その他設計条件（樋門樋管の標準設計の使用の有無、仮設構造物の種類及び条件等）、その他制約条件</p> <p>7 水門予備設計の場合 設計基本条件（計画位置、計画流量、計画河道断面図（合流支川）、堤防及び護岸標準断面図）、その他設計条件（構造比較検討ケース数等）、その他制約条件</p> <p>8 水門詳細設計の場合 設計基本条件（水門敷高、水門断面、計画流量、計画河道断面図（支川）、堤防及び護岸標準断面図、水門の堰柱の型式、門扉の捲上型式、上屋工の構造形式、管理橋上部工の構造形式、水門の径間・門数、扉高、基礎形式等）、その他設計条件（仮設構造物設計仕様等）、その他制約条件</p> <p>9 護岸詳細設計の場合 設計基本条件（計画高水位、計画堤防高、計画河床高、堤防標準断面図、護岸工標準断面図、計画法線の要旨等）、その他設計条件（施工方針と施工条件、仮設計画の種類及び条件等）、その他制約条件等</p> <p>10 排水機場予備設計の場合</p>

明示項目	明示事項
A 具体的な設計条件 (つづき)	<p>(本川河道諸元)            計画高水位、計画堤防高、計画河床高、堤防標準断面図、護岸工標準断面図等            (堤内側河道諸元)            計画許容湛水位、計画堤防高、計画河床高、計画河道断面等            (構造諸元)            計画排水量、暫定排水量等</p> <p>11 排水機場詳細設計の場合            (本川河道諸元)            計画高水位、計画堤防高、計画河床高、堤防標準断面図、護岸工標準断面図等            (堤内側河道諸元)            計画許容湛水位、計画堤防高、計画河床高、計画河道断面等            (構造諸元)            ポンプの型式・台数、計画排水量、暫定排水量、樋管の断面、基礎形式、上屋工の構造、管理橋の構造等</p> <p>12 砂防堰堤予備設計の場合            設計基本条件 (堰堤概略位置、保全対象、土石流危険溪流番号、計画流出土砂量、堰堤形式[透過型・部分透過型・不透過型]、堰堤位置下流の整備方針又は整備状況、堰堤高さ)、その他設計条件 (土砂災害 (特別) 警戒区域指定状況)、その他制約条件</p> <p>13 砂防堰堤詳細設計の場合            設計基本条件 (堰堤位置、荒廃状況、最大礫径、計画流出土砂量、計画流出流量、土石流・流木対策計画 (配置計画)、堰堤形式[透過型・部分透過型・不透過型]、効果量、堰堤規模 (堤高、堤長)、施工計画、仮設計画)、その他制約条件</p> <p>14 急傾斜地崩壊対策施設予備設計の場合            設計基本条件 (保全対象、危険箇所番号、危険箇所名、斜面延長、代表斜面傾斜度、代表斜面高さ)、その他設計条件 (基礎調査の完了状況、土砂災害 (特別) 警戒区域指定状況、急傾斜地崩壊危険区域指定の有無、地域防災計画の状況、着工環境 (地元同意の状況など))、その他制約条件 (保安林の有無、砂防・地すべり指定地の有無)</p> <p>15 急傾斜地崩壊対策施設詳細設計の場合            (予備設計の項目に追加して)            設計基本条件 (施設計画位置、対策工種、対策工法検討の有無、検討断面数)、その他設計条件 (測量成果の有無、地質調査成果の有無、用地測量成果・調査成果の有無)、その他制約条件</p> <p>16 地すべり対策工予備設計の場合            設計基本条件 (保全対象、予備調査・概査成果の有無)、その他設計条件 (基礎調査の完了状況、土砂災害 (特別) 警戒区域指定状況、地すべり防止区域指定の有無)、その他制約条件 (砂防指定地の有無、保安林の有無、保安施設の有無、土地改良事業の実施または計画の有無)</p> <p>17 地すべり対策工詳細設計の場合            設計基本条件 (精査成果の有無、地すべり機構解析)、その他設計条件 (測量成</p>

明示項目	明示事項
A 具体的な設計条件 (つづき)	<p>果の有無、用地測量・調査成果の有無)、その他制約条件</p> <p>18 ダム設計の場合 設計基本条件(有効貯水量、計画取水量)、ダム諸元(流域面積、設計洪水量、総貯水量、設計堆砂量、堤頂高、堤長、堤体積、洪水吐形式)その他設計条件、その他制約条件</p> <p>19 頭首工(溪流取水工)設計の場合 設計基本条件(設計取水量、設計取水水位E L、設計洪水量、設計洪水水位E L)その他設計条件、その他制約条件</p> <p>20 ポンプ場設計の場合 ①用水ポンプの場合 設計基本条件(計画吸水水位、計画吐水位、計画実揚程、洪水時排水量等)、 ②排水ポンプの場合 設計基本条件(洪水時ポンプの初期吸水水位、計画最高実揚程、排水量等)その他設計条件(最高吸水水位、最低吐水位、最高実揚程等)、その他制約条件</p> <p>21 水路工設計の場合 設計基本条件(用水路の場合 - 設計流量、設計水位(取水点E L、分水点E L、引渡点E L、排水路の場合 - 設計流量、設計水位(常時E L、洪水時E L)、その他設計条件、その他制約条件</p> <p>22 ほ場整備設計の場合 設計基本条件(区画計画、農道計画、用水計画、排水計画)、その他設計条件、その他制約条件</p> <p>23 畑地かんがい施設設計の場合 設計基本条件(対象作物、対象面積、単位用水量、間断日数、かんがい強度、送水損失率等)、その他設計条件、その他制約条件等</p> <p>24 農道設計の場合 設計基本条件(農道の種類、計画交通量、計画交通機種、設計速度、幅員、設計自動車荷重)、その他設計条件(始終点の制約条件、路線計画の制約条件、○○指定区域、土取場、土捨場等の条件、構造、附帯施設工)、その他制約条件等</p> <p>25 溪間工設計の場合 設計基本条件(工法、構造物の形式・種別、計画位置等)、その他設計条件(景観・耐震の検討の有無等)、その他制約条件</p> <p>26 山腹工設計の場合 設計基本条件(工法、構造物の形式・種別、計画位置等)、その他設計条件(景観・耐震の検討の有無等)、その他制約条件</p> <p>27 林道設計の場合 設計基本条件(林道区分、設計速度、幅員(車道幅員・路肩幅員)、その他設計条件、その他制約条件</p>

明示項目	明 示 事 項
B 隣接又は関連する調査業務	1 隣接又は関連する調査業務がある場合 (1) 隣接又は関連する調査業務の業務名 (2) 隣接又は関連する調査業務の履行期間 (3) 隣接又は関連する調査業務の受注者 (4) 隣接又は関連する調査業務の発注機関名
C 関係機関との協議等	1 関係機関との協議が必要な場合 (1) 協議が必要な施設名 (2) 協議が必要な施設の管理者名 (3) 協議が必要な内容 (4) 協議の実施状況及び協議完了予定時期 2 地元関係者との交渉が必要な場合 (1) 交渉先名 (2) 交渉が必要な内容 (3) 交渉の実施状況及び交渉完了予定時期
D 貸与資料の取扱い	1 貸与する資料がある場合 (1) 貸与する資料名 (2) 貸与予定期間
E 部分引渡し及び部分使用の時期	1 業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合 (1) 部分引渡しの指定部分 (2) 引渡し時期 (3) 引渡しの理由 2 成果物の引渡し前において、成果物の全部又は一部を使用する場合 (1) 使用する部分 (2) 使用する時期 (3) 使用する理由

## 履行条件明示事項

※道路詳細設計の場合

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。  
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。  
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

適用項目	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 具体的な設計条件	1	設計条件・業務内容	明示が必要な場合	道路規格	第○種第○級
				設計速度	○○km/h
				横断勾配	車道○%、側道○%、歩道○%
				幅員構成	W=○. ○m(○. ○m)
				舗装構成	表層：再生密粒度As(13)t=○cm、上層路盤：粒調碎石t=○cm、下層路盤：再生下層路盤材t=○cm
				交通区分	NO交通
				暫定計画	なし
B 隣接又は関連する調査業務	1	隣接又は関連する調査業務	隣接又は関連する調査業務がある場合	業務名	平成○年度[第○-○○○○○-○号](主)○○線○○○に伴う測量業務委託
				履行期間	平成○年○月～平成○年○月
				受注者	練○○コンサルタント○○営業所
				発注機関	静岡県○○土木事務所
				業務名	
				履行期間	
				受注者	
				発注機関	
				業務名	
履行期間					
受注者					
発注機関					
C 関係機関との協議等	1	関係機関との協議	関係機関との協議を行う場合	施設名	上水道
				管理者名	○○市
				内容	支障となるため移設
				実施状況及び協議完了予定時期	本業務において、平成○年○月に実施予定
				施設名	○○川
				管理者名	○○市
	内容	河川法第○条協議			
	実施状況及び協議完了予定時期	完了済み			
	施設名				
	管理者名				
	内容				
	実施状況及び協議完了予定時期				
2	地元関係者との交渉	地元関係者との交渉が必要な場合	交渉	交渉先	○○自治会
				内容	○○の施工方法
				実施状況及び交渉完了予定時期	本業務において、平成○年○月に実施予定
				交渉先	○○漁業協同組合
				内容	○○の施工方法
				実施状況及び交渉完了予定時期	本業務において、平成○年○月に実施予定
D 貸与資料の取扱い	1	貸与資料	貸与資料がある場合	資料名①	平成○年度[第○-○○○○○-○号](主)○○線○○○に伴う土質調査業務委託
				貸与予定時期①	平成○年○月～平成○年○月
				資料名②	平成○年度[第○-○○○○○-○号](主)○○線○○○に伴う地質調査業務委託
				貸与予定時期②	平成○年○月～平成○年○月
				資料名③	
貸与予定時期③					
E 部分引渡し及び部分使用の時期	1	部分引渡し	約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合	指定部分	○○工詳細設計N-1式
				引渡し時期	平成○年○月末
				引渡し理由	○○協議の結果、早期に工事発注する必要があるため
	2	部分使用	約款第33条の規定に基づき部分使用する箇所がある場合	使用する部分	
				使用する時期	
				使用する理由	

本項はあくまで記載例のため、業務の状況に応じ適宜変更して使用すること。

資料-1

## 道路概略設計の場合

### 道路概略設計特記仕様書（記載例）

#### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、事務所の実施する「平成 年度 業務委託」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「土木設計業務等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）とする。

#### 第2条 業務目的

業務目的は、主要地方道 線 地区における道路概略設計を実施するものである。

（注）必要に応じ、当該業務（事業）を行う必要性（理由）、背景、重要な課題等を記載する。

#### 第3条 業務内容

本業務は、「共通仕様書」第 6403 条に基づき、道路概略設計を No. ～No. (L= m) の区間について実施するものである。

##### (1) 路線選定数

比較 案の路線を選定する。

（注）3 案を変更する場合のみ記載する。

##### (2) 上位計画との整合

当該設計対象路線が、都市計画道路の場合、都市計画道路区域を計画平面図に明示するものとする。

（注）上記計画が存在する場合に記載する。

##### (3) 関係機関との協議資料 : あり or なし

#### 第4条 設計仕様

設計仕様は、下記のとおりとする。また、下記以外の仕様については、監督員が指示する。

(1) 道路規格 : 種 級

(2) 設計速度 : km/h

(3) 横断勾配 : 車道 %、側道 % 歩道 %

(4) 幅員構成 : (標準横断面図等により明示する。)

(5) 暫定計画の有無 : あり or なし

#### 第5条 使用する諸基準

本業務に使用する諸基準は、「共通仕様書」第 1201 条に基づき「主要技術基準及び参考図書」に示すもののほか次のとおりとする。

図書の名称	発行所名	発行年月	備考

第6条 資料の貸与

「共通仕様書」第 1111 条に示す発注者の貸与する資料は、下記のとおりとする。

調査等業務名	貸与予定時期	備考

第7条 打合せ等

「共通仕様書」第 1109 条第 2 項の「業務の区切り」は、下記のとおりとし、打合せ場所は、 事務所とする。また、打合せ回数は、 回を予定し、全ての打合せ（業務において適宜設定）に原則として、管理技術者が立会うものとする。

- 1 業務着手時（条件等打合せ）
- 2 報告①（基本条件の照査）
- 3 報告②（細部条件、構造細目の照査）
- 4 報告③（成果品の照査及び設計調書）
- 5 業務完了（報告書提出）
- 6 その他監督員が必要と認めた場合

（注）業務内容により適宜記載する。「設計業務照査要領」に基づき、照査の対象となる場合は、「詳細設計照査フローチャート」に基づき行う。

第8条 地元関係者との交渉

「共通仕様書」第 1113 条に示す地元関係者との交渉は、下記のとおりとする。

協議先名	協議場所	協議内容	協議回数

第9条 関係機関との協議

本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議並びに協議の完了予定時期は、次のとおりとする。

施設名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期

第10条 受注者相互の協力

隣接又は関連の調査等については、次のとおりである。

なお、履行期間中に関連調査等が増加した場合は、監督員の指示により、これらの関係者と相互に協力しなければならない。ただし、関連調査等の履行内容及び履行期限の変更等により、本業務の履行期間に変更が生ずる場合は、監督員と協議することとする。

件名	履行期間	受注者	発注機関	備考

第11条 部分引渡し

「約款」第37条の規定に基づく「指定部分」及びその引渡し時期は、下記のとおりとする。

指定部分	部分提出成果	提出期限
No. ～No. の道路設計	設計図 報告書類 ○○	平成 年 月 日

(注) この条項は、成果の部分引渡しを求める場合に明示する。

※引渡し時期の設定においては、引渡しを要求する工種の業務内容に鑑み、適正な工期を確保すること。

第12条 部分使用

「約款」第33条の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下記のとおりとする。

種別	内容	使用開始時期	使用理由
No. の法面対策	全て	平成 年 月	

(注) この条項は、成果の部分使用を求める場合に明示する。

第13条 疑義

業務途中において、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し方針を決定するものとする。

## 9 設計図書の点検について

### ◆設計図書の点検に関する規定

約款及び共通仕様書では、受注者に自らの負担による「設計図書の点検」を義務付けている。

### 静岡県業務委託契約約款

#### 第18条（条件変更等）

**受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。**

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について、予期することができない特別な状態が生じたこと。

### 土木設計業務等共通仕様書、農林土木業務委託共通仕様書

#### 第1編共通編（土木）

##### 第1章総則

#### 第1104条 設計図書の支給及び点検

##### ※測量業務第106条、地質・土質調査業務第105条

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 **受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。**
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第1編共通編（農林）

##### 第4条 設計図書の支給及び点検

##### ※測量業務第6条、地質・土質調査業務第4条

- 1 受注者から要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 **受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。**
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

## ◆「設計図書の点検」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は、以下のとおりである。

### 設計図書の内容に係る整合性に関する確認

- ① 数量計算書と仕様書の内容の整合確認。
- ② 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の整合性確認。

### 設計図書記載内容の作業現場の状態・履行条件（実際の作業現場の状態・履行条件が一致しているかなど）の確認

- ① 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
- ② 設計図書と現地が整合しているか。
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取り違いの不備はないか。
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じてないか。
- ⑤ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、若しくは実施済み内容が明示されているか。

## ◆「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- ・「設計図書の点検」の範囲を超えるものとしては、以下のものなどが想定され、このような場合は、発注者がその費用を負担する。
- ・なお、受注者は点検の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について発注者と協議する必要がある。

- ① 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ② 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ③ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

## 10 その他

### (1) 静岡県業務委託契約約款（抜粋）

#### 第1条（総則）

- 1 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 4 受注者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

#### 第2条（指示等及び協議の書面主義）

- 1 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

#### 第9条（監督員）

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者に対する業務に関する指示
  - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者との協議
  - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

#### 第17条（設計図書の業務内容が一致しない場合の修補義務）

- 1 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 第18条（条件変更等）

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 第19条（設計図書等の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 第20条（業務の中止）

第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾をえることができないため又は（中略）自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第21条（業務に係る受注者の提案）**

受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

#### **第22条（受注者の請求による履行期間の延長）**

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

#### **第23条（発注者の請求による履行期間の短縮等）**

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第24条（履行期間の変更方法）**

履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **第25条（業務委託料の変更方法等）**

業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

### **第26条（臨機の措置）**

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、その取った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

### **第31条（検査及び引渡し）**

受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

### **第32条（業務委託料の支払い）**

受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

### 第33条（引渡し前における成果物の使用）

発注者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときには、必要な費用を負担しなければならない。

### 第37条（部分引渡し）

成果物について、発注者が設計図書において業務完了に先立って引渡しを受けることを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同上第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議を行わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額/業務委託料）
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額/業務委託料）

## (2) 土木設計業務等共通仕様書（抜粋）

### 第1編共通編

#### 第1章総則

#### 第1104条 設計図書の支給及び点検

##### ※測量業務第106条、地質・土質調査業務第105条

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第1119条 条件変更

##### ※測量業務第120条、地質・土質調査業務第119条

- 1 約款第18条第1項第5号に規定する「予測することのできない特別な状態」とは、約款第29条第1項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して約款第17条、第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

#### 第1120条 契約変更

##### ※測量業務第121条、地質・土質調査業務第120条

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 約款第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 受注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1119条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
  - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 第1121条 履行期間の変更

##### ※測量業務第122条、地質・土質調査業務第121条

- 1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

- 3 約款第 23 条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、発注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### **第 1 1 2 2 条 一時中止**

##### **※測量業務第 1 2 3 条、地質土質調査業務第 1 2 2 条**

- 1 約款第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を中止させるものとする。
- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

### **(3) 農林土木業務委託共通仕様書（抜粋）**

#### **第 1 編共通編（農林）**

##### **第 4 条 設計図書の支給及び点検**

##### **※測量業務第 6 条、地質土質調査業務第 4 条**

- 1 受注者から要求があったり、監督員が必要と認めた場合は受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で追加支給するものとする。

##### **第 1 9 条 条件変更等**

##### **※測量業務第 2 1 条、地質土質調査業務第 2 1 条**

- 1 約款第 18 条第 1 項第 5 項に規定する「予期することができない特別な状態」とは、約款第 29 条第 1 項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が受注者に対して約款第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

## **第20条 契約変更**

### **※測量業務第22条、地質土質調査業務第22条**

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 委託料に変更を生じた場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務等履行上の必要があると認められる場合
  - (4) 約款第30条の使用規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第21条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
  - (2) 測量業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

## **第21条 履行期間の変更**

### **※測量業務第23条、地質土質調査業務第23条**

- 1 発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 約款第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

## **第22条 一時中止**

### **※測量業務第24条、地質土質調査業務第24条**

- 1 発注者は、約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合は、受注者は書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を中止させるものとする。
  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により、測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により、測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。



静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話 054-221-2131